

福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金条例

(設置)

第1条 福岡都市圏共通の水源地域及び流域に対して、交流推進事業や森林保全、環境対策、地域振興等の支援事業を行って連携を図るとともに、もって相互理解を深めるため、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、歳出予算をもって定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携事業特別会計歳入歳出予算に計上し、福岡都市圏共通の水源地域及び流域に対して、交流推進事業や森林保全、環境対策、地域振興等を図るために必要な費用に充てるものとする。

2 前項の規定により必要な費用に充て、なお、剰余金があるときは、当該剰余金は、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法及び期間を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 管理者は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。